

平戸市企業立地奨励制度について

平戸市では、産業振興と雇用機会の拡大を図るため、平戸市内に工場などを新設、増設または移設しようとする企業に対する奨励制度を設けています。

○対象業種

対象業種は、次に掲げるものです。

- 製造業
- 情報サービス業等
- 農林水産物等販売業
- 旅館業
- コールセンター業
- 農業（法人）
- 陸上養殖業（会社法）

○奨励制度の概要

奨励金は4種類あり、各奨励金の対象要件等については、以下のとおりです。

奨励金の種類	対象要件	補助率及び奨励金額
用地取得奨励金	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新設の場合 新規雇用者等（※1）が10人以上であって、そのうち新規常用雇用者（※2）が5人以上、かつ、工場等用地取得面積が6,000平方メートル以上であること。 2. 増設・移設の場合 新規雇用者等が10人以上であって、そのうち新規常用雇用者が5人以上、かつ、工場等用地取得面積が3,000平方メートル以上であること。 	<p>用地取得価格の50パーセント以内とし、1億円を上限とする。</p>
工場等施設整備奨励金	<p>○対象要件は、新設、増設、移設に関係なく共通で3段階あり、段階に応じて奨励金の上限額が異なる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規雇用者等が10人以上であって、そのうち新規常用雇用者が5人以上、かつ、用地取得費を除く工場等の整備費が2億円以上であること。 2. 新規雇用者等が5人以上であって、そのうち新規常用雇用者が3人以上、かつ、用地取得費を除く工場等の整備費が1億円以上であること。 3. 新規雇用者等が2人以上であって、そのうち新規常用雇用者が1人以上、かつ、用地取得費を除く工場等の整備費が5千万円以上であること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1の場合 用地取得費を除く工場等の整備費の20パーセント以内とし、1億円を上限とする。 2の場合 用地取得費を除く工場等の整備費の20パーセント以内とし、3千万円を上限とする。 3の場合 用地取得費を除く工場等の整備費の20パーセント以内とし、1千万円を上限とする。 <p>■ 交付は奨励指定を受けた事業計画につき1回限りとする。</p> <p>■ 交付対象期間は、指定を受けた事業計画の期間とし、その期間は5年間を上限とする。</p>

<p>雇用促進奨励金</p>	<p>○対象要件は、新設、増設、移設に関係なく共通で3段階あり、段階に応じて奨励金額が異なる。</p> <p>1. 新規雇用者等が10人以上であって、そのうち新規常用雇用者が5人以上であること。</p> <p>2. 新規雇用者等が5人以上であって、そのうち新規常用雇用者が3人以上であること。</p> <p>3. 新規雇用者等が2人以上であって、そのうち新規常用雇用者が1人以上であること。</p>	<p>1の場合 新規常用雇用者1人当たり30万円。</p> <p>2の場合 新規常用雇用者1人当たり20万円。</p> <p>3の場合 新規常用雇用者1人当たり10万円。</p> <p>■特例として、雇用促進奨励金の対象となる新規雇用者の採用時満年齢が30歳未満である場合は、1人当たり10万円を加算する。</p> <p>■新規雇用として引き続き1年以上雇用された新規雇用者1人につき1回限りとする。</p> <p>■交付対象期間は、操業日から5年間とし、1企業当たり3,000万円を限度とする。</p>
<p>土地等賃借奨励金</p>	<p>○対象要件は、新設、増設、移設に関係なく共通である。</p> <p>新規雇用者等が10人以上であって、そのうち新規常用雇用者が5人以上であること。</p>	<p>土地、建物賃借料の3分の2以内とし、年300万円を上限とする。</p> <p>■交付対象期間は、賃貸契約開始日以降3か年とする。</p>

※1・・・操業開始1年前から操業開始1年後までの間に、新たに雇用される者または平戸市外の区域にある事業所からの転勤者（短時間・有期雇用労働者を除く。）

※2・・・新たに雇用される正規雇用者のうち、市内に住所を有し、かつ、1年以上継続して雇用される見込みがある者。

【お問い合わせ】 ☎859-5192

長崎県平戸市岩の上町1508番地3

平戸市役所文化観光商工部商工物産課 担当 小山、真倉

TEL：0950-22-9142

FAX：0950-23-3399

E-mail：kigyorichi@city.hirado.lg.jp